

令和元年第4回秩父別町議会定例会会議録 目次

令和元年12月12日（木）

| 日程 | 議案番号 | 議 件 名 | 頁 |
|----|--------|---|----|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 | 1 |
| 2 | | 会期の決定 | 1 |
| 3 | | 諸般の報告（令和元年度定期監査結果について） | 1 |
| 4 | | 行政報告 | 2 |
| 5 | | 所管事務調査の報告（総務経済常任委員会） | 4 |
| 6 | | 一般質問 | 5 |
| 7 | 議案第55号 | 秩父別町役場の位置を定める条例の設定について | 32 |
| 8 | 議案第56号 | 秩父別町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の設定について | 33 |
| 9 | 議案第57号 | 秩父別町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の設定について | 33 |
| 10 | 議案第58号 | 秩父別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の設定について | 33 |
| 11 | 議案第59号 | 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の設定について | 33 |
| 12 | 議案第60号 | 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の設定について | 33 |
| 13 | 議案第61号 | 公益法人等への秩父別町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の設定について | 33 |
| 14 | 議案第62号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定について | 33 |
| 15 | 議案第63号 | 町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定について | 37 |
| 16 | 議案第64号 | 秩父別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の設定について | 38 |
| 17 | 議案第65号 | 秩父別町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について | 38 |
| 18 | 議案第66号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について | 39 |
| 19 | 議案第67号 | 秩父別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の設定について | 39 |
| 20 | 議案第68号 | 秩父別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について | 40 |
| 21 | 議案第69号 | 秩父別町デイサービスセンターの指定管理者の指定について | 40 |
| 22 | 議案第70号 | ベルパークちっぷべつ屋内・屋外遊戯場の指定管理者の指定について | 41 |
| 23 | 議案第71号 | 令和元年度秩父別町一般会計補正予算（第6号）について | 42 |

| | | | |
|----|--------|------------------------------------|----|
| 24 | 議案第72号 | 令和元年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第3号）について | 42 |
| 25 | 議案第73号 | 令和元年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について | 43 |
| 26 | 議案第74号 | 令和元年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について | 43 |
| 27 | | 所管事務調査の申し出について （議会運営委員会） | 44 |
| | | 総務経済常任委員会調査報告書 | 46 |

令和元年第4回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 令和元年12月12日（木曜日）
開催場所 秩父別町議会議場
開催時刻 12月12日 午前10時00分

出席議員（9名）

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 9番 | 寺迫公裕君 | 8番 | 大野敬君 |
| 1番 | 前田力男君 | 2番 | 金子利生君 |
| 3番 | 眞島秀樹君 | 4番 | 岡崎稔君 |
| 5番 | 藤岡浩文君 | 6番 | 中西伴浩君 |
| 7番 | 早川正剛君 | | |

欠席議員（なし）

出席説明員

| | | | |
|-------|-------|--------|-------|
| 町長 | 澁谷信人君 | 副町長 | 高鶴公人君 |
| 教育長 | 小林宏明君 | 総務課長 | 尾垣義次君 |
| 会計管理者 | 宮武幸充君 | 企画課長 | 中野慎司君 |
| 住民課長 | 早川聡君 | 産業課長 | 竹内剛君 |
| 建設課長 | 永峰敏幸君 | 教育課長 | 笹木雄介君 |
| 農委会長 | 川上徳嗣君 | 代表監査委員 | 藤岡和正君 |

欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長 白木隆弘 君
書記 吉田 悟 君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

3 番 眞島秀樹 君
4 番 岡崎 稔 君

議 事 の 経 過

(開会宣言)

議 長（寺迫君）

これより、令和元年第4回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長（寺迫君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番 眞島秀樹君、4番 岡崎 稔君を指名いたします。

(日程第2 会期の決定)

議 長（寺迫君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月13日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。（異議なしの声）ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から12月13日までの2日間に決定いたしました。

(日程第3 諸般の報告)

議 長（寺迫君）

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（白木君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、議案第55号から第74号までの20件でございます。

また、議長からの付議事件として所管事務調査の申し出についてがございます。

なお、監査委員から11月、12月に実施いたしました例月出納検査の結

果及び令和元年度定期監査実施報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

議 長（寺迫君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

（日程第4 行政報告）

議 長（寺迫君）

日程第4、町長から行政報告があります。 町長。

町 長（澁谷君）

本日、第4回町議会定例会を招集いたしましたところ、師走を迎え大変お忙しい中、全議員のご出席をいただきまして誠に有難うございます。11月5日の第6回町議会臨時会以後の行政執行の主要なものについてご報告をさせていただきます。

最初に、農作物の出荷状況及び令和2年産米の生産の目安についてご報告いたします。

今年の水稲につきましては、春先から7月末まで好天に恵まれましたことから、生育は平年より早い状況で推移いたしましたが、8月、9月の低温、日照不足が影響し、収穫開始は平年並となったところであります。北空知の作況指数は105のやや良で、品質においては、一部で腹白米等の品質低下が見受けられましたが、豊穰の出来秋を迎えることができましたことは、生産者のご努力の賜物であり、町といたしましても、誠に喜ばしい結果であります。北いぶき農業協同組合における水稲の取扱製品数量は19万213俵で、10アール当たりの収量は563キログラムでありました。

秋播小麦につきましては、全般的に天候に恵まれましたことから、平年よりも収量が多く10アール当たり386キログラムとなっております。

そばにつきましては、播種後の干ばつの影響を受け、平年よりも収量は減少し10アール当たり55キログラムとなっております。

花卉は、ダリアやシネンシスを中心に出荷され、秩父別支部では2万5、

081ケース、1億347万円の販売で、出荷量、売上額ともに昨年を上回る結果となっております。

ブロッコリーにつきましては、6月からの干ばつと8月下旬以降の長雨と多湿により、病害虫と生理障害が発生しましたものの、収量は昨年を上回りました。販売価格につきましては平年並みで推移し、5キログラムケースの平均は2,878円であります。作付けは年々減少傾向にありまして、昨年と比較して戸数で2戸、面積で約4ヘクタール減少しております。

次に、令和2年産米の生産の目安についてご報告いたします。

農林水産省は、先月20日に米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針を発表いたしました。これによりますと、令和2年産の主食米等の需要見通しは、令和元年産と比べると年間10万トン減の717万トンでありまして、国民1人当たりの消費量も減少傾向にあることから、米の生産調整は一層厳しさを増すものと思われまます。

今後、北海道では、この需給予測を受けて北海道農業再生協議会水田部会が産地の意向を見極めた上で、道内全体と市町村別の生産量や作付面積の目安を示すこととしており、その通知は今月末に予定されております。

来年も天候に恵まれまして豊穰の年となると共に、米価の安定を心からお祈りし、農産物の出荷状況及び令和2年産米の生産の目安の報告といたします。

次に、工事入札結果についてご報告申し上げます。

10月16日に執行いたしました秩父別地区農業用施設災害復旧工事について申し上げます。8月8日から9日にかけての大雨により被災した東山地区の農道法面の復旧を行うもので、落札者は興和建設株式会社、落札額は税込み858万円、落札率は98.1パーセント、工期は10月21日から1月20日までとしております。

このほか8件の工事を発注しておりますが、概要につきましてはお手元に資料を配布しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上申し上げます、私の行政報告とさせていただきます。

議 長（寺迫君）

教育長から行政報告があります。 教育長。

教 育 長（小林君）

教育行政報告として、令和元年度全国学力学習状況調査の結果についてご報告申し上げます。

まず、本年度の調査は、4月18日に実施されましたが、国語、算数、数学において知識と活用を一体的に問う問題に見直しされるとともに、新たに中学校に英語を加えて実施されました。

次に、本町の平均正答率ですが、全国との差が小学校では、国語マイナス3.8ポイント、算数マイナス3.6ポイント、中学校では、国語マイナス4.8ポイント、数学マイナス3.8ポイント、英語マイナス4ポイントであり、すべての教科において全国平均に届いていない状況でありました。

また、学習状況調査における質問事項であります、学校以外で勉強する時間についても全国と比べて短いなど、十分な改善が図られていない状況が明らかになりました。

この結果を受け教育委員会といたしましては、学校、家庭、地域、行政が一体となって、主体的、対話的で深い学びを実現できる授業改善をはじめ、望ましい生活習慣の確立に向けた取り組みなどを通して、確実に確かな学力を身に付けることができるよう努めてきたところであります。

学校関係者や保護者の方々はもとより、広く町民の皆様のご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます、教育行政報告といたします。

議 長（寺迫君）

以上で行政報告を終わります。

（日程第5 所管事務調査の報告）

議 長（寺迫君）

日程第5、所管事務調査の報告をいたします。藤岡総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委 員 長（藤岡君）

別紙により報告

議 長（寺迫君）

ただ今の常任委員会委員長の報告に対し、何かご意見はございませんか。
(なしの声) ご意見がないようですので所管事務調査の報告は、これにて報告済みといたします。

(日程第6 一般質問)

議 長 (寺迫君)

日程第6、一般質問を行います。

3番 眞島君の発言を許します。 眞島君。

3 番 (眞島君)

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書にもとづき公営、公設塾の導入について教育長にご質問をさせていただきたいと思いません。

本町の子育て支援事業は、4つの分野でそれぞれ内容的にも充実しており、近隣の町に比べ子育て世代の移住、定住が進んでいる現在であります。事実、本年度北空知管内での新入学児童の人数は、深川小学校、一己小学校に次いで北空知管内では3番目、21名ということで他の近隣の町に比べ倍近くの児童数でございます。私は子どもを育てる上において、子育て支援策と教育環境の充実は車の両輪であり、地方からの子育て世代の移住希望者をより多く本町に呼び込むためには、教育環境をより充実させる必要があるかと思いません。

現在、新聞等でも目にしますが、空知管内でも夕張市、赤平市、奈井江町、上砂川町、近隣では北竜町などが公営、公設塾を開設し、学校以外での学習の習慣化をさせ学力向上につなげ、全国の学力テストの正答率が上昇しているなどとの成果が報道されております。

また、保護者側からしても、子どもの将来のために高い学力を身に付けることを願っており、移住、定住を決める条件の中においても加味するものと思われます。

教育長は4月の臨時会の教育行政執行方針の中でも、5項目の重点施策を掲げておりますが、本町独自の教育環境を確立するためにも、公費による学習塾の導入をしてはいかがとは思いますが、教育長のお考えをお聞きさせていただきたいと思いません。

議 長（寺迫君）
教育長。

教 育 長（小林君）

眞島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

一般的には子ども達を学習塾に通わせることによって、個々の基礎学力の向上や補充を図ったり、特に中学生であれば希望する高校に入学するための学力の補填を行うなど、大きな成果が期待できるものと考えております。

先程、質問の要旨の中で、夕張市や上砂川町など近隣市町における公設学習塾の開設状況と、その成果についてお話がありましたが、これらの地域では、まず、近くに民間の学習塾がないことや、学習塾の講師を早い段階で比較的容易に見付けられたこと、子どもや保護者に共通した強いニーズがあったことなど、本町とは異なる、または恵まれた条件が揃っていたことから成果につながったのではないかと考えております。

さて現在、本町で学習塾に通っている子どもの数は、小学生9名、中学生11名で、しかも多くの児童生徒の保護者が深川市内の塾まで送り迎えをしていると把握しております。こうした実態を見ましても、学習塾に通わせたいと考えている保護者が少なくないということが分かります。

しかしながら一方で、本町では週3日以上時間を部活動で頑張っている子ども達が多くいることや、学習支援員による少人数指導を小中学校で継続して行っていること、放課後学習や長期休業期間中には教師等による補充学習を積極的に取り入れていることなど、子ども達のおかれている部活動の実態や、これまで学校が進めてきた学力向上対策による成果や課題とどのように結び付けていくべきかという問題もあるかと考えております。

また、本町におきましては、平成29年12月に公設学習塾設置に関わる協議会を開催、検討してきた経緯がございます。

今後は、その際の貴重な意見を踏まえるとともに、子ども達や保護者、学校の意見等を改めて伺った上で、公費による学習塾の導入について検討していくことが望ましいのではないかと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議 長（寺迫君）

眞島君。

3 番（眞島君）

大変前向きなご質問のご回答、有難うございます。

現在、この公設塾の導入につきましては、全道の中でも早くから取り組まれている市町村が多々あるのかなというふうに思っております。まあそんな中でも2018年、昨年ではございますけれども新たに8ヶ所のそれぞれ市町村で新たに開設、または予定をしているというこのことを聞いてございます。まあ、それぞれの市町村のお話を、新聞等々を見ますとその目的はやはり学校以外、家に帰って来てからの予習、復習の時間がされている方、されていないご生徒さんもしらっしゃいますけれども、その家庭の学習不足が原因でないかなというようなことも報道されてございます。この公設塾にあたりましてはそういった手助けという意味の目的ではないかなというふうに思っております。

先程、教育長のお話にもございましたけれども、上砂川町ここのほんの一例ではございますけれども、それぞれ小学生、中学生を対象に公営塾をやっているということも聞いてございますし、更に16年から始めているということも聞いてございますけれども、15年度から比較しますとそれぞれ小学生についても中学生についても、それぞれ全国の学力テストの平均回答率ですか、これがアップしているというような報告も聞いてございます。

そんな中でできれば、本町においてもそういう塾がない町でございます。人数は先程の教育長の話ではそれぞれ小学校は9名、中学校は十数名というお話をされてございますけれども、できれば近隣の、深川市の方に通いになっていると思っておりますけれども、できれば近間の方で、地元秩父別の方でこういう施設ができればそれぞれ行けない方もおられますし、またあの、小さな町だからこそできるそういう環境状況が、教育の状況ができるのかなというふうに思っておりますので、これからそういったいろんな話がでると思っておりますけれども、前向きにお考えをいただきたいというふうに思っております。

またあの、この公設塾をこれからご検討するにあたりまして、それぞれ講師の確保、それと会場の整備、更にはご予算の面、いろいろなハードルがあ

ると思いますけれども、一番大事なのはやはり、生徒さん方のそういう塾を開いていただきたいと、そういうような希望、更には父兄の方々のご希望と意見が必要ではないかと思しますので、そういうのも参考にこれからもご検討いただきたいというふうに思っています。

それでもう一点、通告書にはございませんけれども、ひとつ教育長にお聞きをさせていただきたいと思えます。

教育長も該当されるのかなと思えますけれども、本町、秩父別において教育関係に携わった方、OBの方、更には教員の資格を持つ、教員免許ですね、こういうようなものを持っている、そういう方がこの町内にどれぐらいおられるのかなということで、ちょっと分かる範囲で結構でございますのでお聞かせをいただければなというふうに思えます。

議 長（寺迫君）
教育課長。

教育課長（笹木君）

ただ今、眞島議員から本町におきます教育機関での仕事をした経験者、または教員免許を持っている方がどれぐらいいるかというご質問をいただいたところでございますが。

まず、仕事としてどれだけの人数がいらっしゃるかというのはこちらではなかなか把握しかねるということもございます。ただし、教員免許を持っている方というのは何らかの形でですね、これも登録しているわけではございませんので具体的な確かな数字ではございませんが、こちらで把握している範囲ということで、当方で存じ上げている人数としてお答えしたいと思っております。

現職の教員として働いている者を除いて17名の方がこちらではいらっしゃるのかなと思っております。またですね、役場の職員もその内6名は履歴書の方にですね、こちらの募集の時に書いて提出されていますので、6名の方がいらっしゃるということは存じ上げているところでございます。

しかしながらですね、今申し上げた方々の内ですね、過去に教員として働いていた方ですね、多くが一線を退いて年数もかなり経っている状況ということでございます。

議 長（寺迫君）
眞島君。

3 番（眞島君）

有難うございました。現在、教育の一環になろうかと思えますけれども、秩父別町ではスポーツの方でも小学生、中学生等が生業を持った方がご指導をされている現状でもございます。そんな中で秩父別の特に少年野球、少年バスケットとこういった方々は、本当に全道レベルの力をつけて秩父別の名前をPRしていただいているということもございますけれども、これにつきましても先ほど言いましたけれども、本当にボランティアという形でやっている方がおられるのかなというふうに思います。

ただ今あの、町内に数名のOBの方、またそれなりの資格を持った方がおられるということを知っています。

また今後、こういった公営塾ですか、どのような方向に行くのか分かりませんが、またこういうこと、施設をご検討されていく上では協力していただけるのかなと、そんなことも考えてございます。

最後になりますけれども、本日このようにたくさんの中学生の方が見に来てございます。これからを背負って立つ子ども達のためにも是非こういった環境の現場、公営塾の導入に向けて切に前向きにご検討いただきますことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

議 長（寺迫君）

以上で、眞島君の質問を終わります。

次に、1番 前田君の発言を許します。 前田君。

1 番（前田君）

議長のお許しをいただきましたので、澁谷町長に町民の健康増進策について質問をさせていただきます。

近年、人生100年時代といわれております。秩父別では、65歳以上が46パーセントと高齢化が一段と進んでおるところであります。年々一人当

たりの診療費、介護保険料などが増加しています。これらの費用を抑制するための施策が必要かと考えたところであります。

老人福祉センターなどでは、週数回、運動する機会を設けて健康増進を進めていただいております。健康寿命を延ばすには、日頃から年齢に関わらず日常生活の中で運動を取り入れる必要があると思っております。

横浜市では、参加者に万歩計を進呈して30万人を超える人がウォーキングに気軽に楽しみながら参加して大きな成果を上げているところであります。また、歩数によってポイントを付け、年間を通して持続的に取り組んだ方々の表彰も行っていると聞いております。

秩父別でもウォーキングを通して健康増進を図り、これからの高齢化社会に向けて、町民一人ひとりが無理をしないで楽しみながら健康寿命を延ばす取り組みが必要かと考えます。そのためにも町でウォーキングを広めることが必要かと考えます。

町長の考えをお伺いしたいと思っております。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

前田議員のご質問にお答えをさせていただきますが。

町では、町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるように、町全体で支援をし、健康寿命を伸ばすことを目的としました、秩父別町第2期健康増進計画を策定して健康づくりを推進して参っております。

また、医療費の適正化にかかる取り組みや介護予防事業等を積極的に進めまして、医療費、介護給付費等の抑制に努めてきているところでございます。計画の中では、健康づくりの7つの柱の一つといたしまして身体活動、運動を位置づけまして、運動と健康に関する健康情報の提供、健康教室、社会教育事業、更にはサークル活動の支援等を実施してきております。

ウォーキングにつきましては、有酸素運動の代表的な運動として挙げられておまして、主に体脂肪燃焼や体質改善、生活習慣病予防に効果的な運動であると認識をしており、過去には、平成10年から17年までの8年間、町が万歩計を貸し出しまして、週一回の健康教室として実施してきた経緯が

ございます。

その後は、まちづくり協働隊の皆さんがフットパス事業を実施するなど、町民の皆さんが自主的に集まりましてウォーキングを実践しており、現在も多くの方がウォーキングを楽しんでおられる状況でございます。

本町における健康への意識につきましては、平成29年度において特定健診の受診率が、全道で32位、また各種のがん健診では、それぞれ1位から3位に入るなど、全道でも高い受診率を維持しておりまして、健康に対する意識は高いと認識をしております。健康づくりは、多くの方が長く継続して取り組むことが重要であります。若年層や健康に不安のない方には、関心が薄い方もいるのも事実でございます。

議員のご指摘にあります横浜市の事例につきましては、自治体の規模、また連携先の民間事業者の有無など、本町とは大きな違いがございまして、同様の事業展開は困難であると考えております。しかし、住民が健康を意識して、自らが健康づくりに励もうとする手段の一つとして、健康ポイント制度は大変有効な手段と考えております。

また、住民の健康と医療費抑制の効果を高めるためには、健康づくりのための事業を定着させて継続していくことが必要であると考えているところでございます。

今後は、先進的な事例などを参考にしながら、本町で実施する上で、最も効果的な方法を模索して、慎重に検討して参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

議 長（寺迫君）

前田君。

1 番（前田君）

有難うございました。私が言おうとしていたことを全部町長が言っていたので、これで質問を終わります。

議 長（寺迫君）

以上で、前田君の質問を終わります。

次に、8番 大野君の発言を許します。 大野君。

8 番（大野君）

議長のお許しをいただきましたので、私の方からベルパーク内の安全対策について教育長にお伺いをいたします。

本町では、屋内遊戯施設ちっくるや、大型のキュービックコネクションのオープンによりまして、隣接するキャンプ場が大いに賑わい、多い日には200張りを超すテントが林立する日もあったと聞きます。このように交流人口の増加により、商店や飲食店の売り上げが増えるなど地域振興の面でも多くの効果が出ておりまして、リピーターを持続拡大するため、引き続き利用者へのきめ細やかなサービスに努める必要があります。

こうした中、9月の21日、山梨県の道志村のキャンプ場におきまして千葉県から家族で遊びに来ていた7歳の女の子が行方不明になるという事案が発生しております。事件か事故かは不明ですが、未だ発見には至っておりません。キャンプ場における子どもの行方不明事案とあって、連日、テレビで捜索状況が伝えられるなど、社会的反響も大きく、キャンプ場における安全対策がクローズアップされたところであります。

町では昨年、ベルパーク内に2台の防犯カメラを設置しておりますが、いずれも遊戯施設をカバーするためのものでございまして、広いベルパーク全体をカバーするまでには至っておりません。キャンプ場や駐車場、或いはその周辺通路、こういったところに広く防犯カメラを設置するなど、子どもの安全に死角をなくす対策が必要であると私は考えております。

そこで、現在設置している防犯カメラの運用状況や防犯カメラの有効性、更には、今後設置する予定数等を含めて、ベルパーク内の安全を確保するための対策について教育長の考えをお伺いいたします。

議長（寺迫君）

教育長。

教育長（小林君）

大野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本年9月21日に山梨県内のキャンプ場で発生いたしました千葉市内の小学生在が行方不明になった事件では、未だ児童が発見に至っておらず、ご家族

や同級生などが心配されておりますことと心中をお察し申し上げます。

さて、議員からご指摘のベルパークちっぷべつ内の防犯カメラの運用状況につきましては、キュービックコネクションに夜間も録画できるカメラが2台、キッズスクエアちっくるには内部に8台、外部は夜間も録画できるものが4台設置されております。各カメラは通年で24時間映像を録画し、その記録は一定の期間データを自動保存するようになっております。

そのカメラの有効性といたしましては、今年の8月13日に発生いたしましたキュービックコネクションでの転落事故時の際にも録画映像に転落の一部始終が記録され、その映像を元に次年度までの間に転落防止に向けた改修を現在進めているところであります。現段階では、防犯カメラの新たな設置計画はございませんが、今年度のキャンプ場運営においては管理小屋を設置したことで、来客者の問い合わせや案内が昨年以上にスムーズに行われテント等の設置場所も混乱なく誘導できたところであります。

また、土日祝祭日は教育委員会職員が巡回すると同時に、スポーツセンター入口にはガードマンを配置するなど安全対策を強化したことから、昨年以降はベルパークちっぷべつエリア内での犯罪行為の発生もございません。

今後とも、キャンプ場来客動員状況の推移を見守りながら安全に配慮した運営を続けて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議 長（寺迫君）

大野君。

8 番（大野君）

私がこういう子どもを遊ばせるについて、安全対策かなり詳しくいつているわけでございますけれども、やはり、こういう子どもが遊ぶ施設において安全、安心が脅かされるとですね、直ちに利用者の減少につながるんです。それでこの利用者が減少すると、せっかく良い遊び場を造ってもですね、利用者が来ないんじゃ地域の振興にも、やはり影響を及ぼすことになるわけですね。

ですから、やはり子どものベルパーク内においては何よりもやっぱり、安全全面を最重視する必要がやっぱりあると、まあそういうことで、安全策を図

るためにはやっぱり防犯カメラが一番効果的ではないかと私は思っているわけでございます。

私はまた、元警察官でございまして、この防犯カメラの有効性、こういったものは十分認識しております。例えばですね、これは、北海道は全く関係ないんです。東京警視庁、東京都警察ですね、ここでの昨年1年間の犯罪検挙率104.4パーセントだそうでございまして、一昔前までですね、検挙率が100パーセントを超えるなんてことは絶対ありえなかった。ところが最近はこの防犯カメラ、東京の方では普及しましてですね、その以前の年に起きた犯罪の犯人も検挙されるからこういう数値になっているわけです。何かあった時のフォローする部分ではこの防犯カメラ非常に有効でございます。

そういうことで、できれば防犯カメラを設置していただきたいと思うわけでございますけれども、防犯カメラ設置することの予算が必要になります。この予算もですね、昨年ベルパークに付けた防犯カメラ、2台で230万ですかね、230万ほどの予算が掛かったわけでございますけれども、ただ、大変高機能、長時間録画が可能なカメラなんですよ、2週間録画できるんですね、2週間録画で最新のカメラとなったら、やっぱりこのぐらいの値段はするんです。ところがこの録画時間だとかですね、新しい機能に拘る必要がなければもっともっと安く付けることもできるんです。

今教育長、役場職員の巡回だとかそういったもの、或いはキャンプ場に人を配置して安全管理に努めたということをお答えされておりますけれども、まず、一番金掛かるのは人件費なんですよね、この人件費を長い目で見るとカメラを付けた方がよっぽど安く上がるんです。そういうことで来年の3月、新しい予算が決まって執行されるわけでございますけれども、そういうところも含めてですね、まあ、あまり新しい機能に拘る必要はないと思うんです。古い物で安いカメラを数多く付けておけば安全を図る上では目的は達成されると思うんですね。そういうことで、是非お願いしたいと思います。

昨年、子どもの転落みたいな事故があったということで聞きましたけれども、やはりもっともっと何ていうんですか、昨年じゃないですけど、昨年は駐車場で車上狙いもありましたしね、今年は駐車場で車に傷つけられる事案も発生しているんです。だからやっぱりあそこで、いろんなことがやっぱり起こっているわけですよ。

そういうことで私、昨年の議会でヒヤリハットの法則ということで、ハイ

ンリッヒの法則ということで、JRだとか航空会社あたり非常にこの法則を重要視しているんですけどね。ハッとしたこととかヒヤリとしたことが300回つながれば大変重大な事故を招くという、そういう法則なんですけれども、やはり小さなそういう事件だとか事故、そういったものですね、やっぱりそういうものをあまり気にしないで無視していくと、やっぱり重大な事故を招くというそういう法則でございまして、こういうものを早く発見するためにも、やはり、駐車場にカメラを付けておけばですね、犯人検挙にもつながりますし、そしてより安全に子ども達を遊ばせることができると、そういうふうに考えます。

従いまして、テレビカメラについては、是非、来年の3月ぐらいまでにですね、付けるような方向で検討していただければ有難いと思います。

説明が長くなりまして再質問まで私は用意してません。ですからひとつよろしくお願ひしたいと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

よろしくお願ひします。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

今の寺迫議員の質問を拝見、拝聴してはいたんですけども、私は防犯カメラが全て事故防止につながるというふうには考えておりませんで、例えば、駐車場の事故であるとか車上狙いとかというのは、防犯カメラ以前に、まず、そこを明るくすべきだと私は考えております。ですから、その上で犯人検挙等々あとの対応については、防犯カメラは非常に有効であろうと思っておりますけども、私はそれと同時に事故の起きないように考えていきたいと思っておりますので、そのカメラを否定するものでも何でもありませんけれども、ただ、来年の3月の予算化というのはちょっとこれから時間的に厳しいのかなと、少し時間的に余裕をいただきたいと思っております。

よろしくお願ひを申し上げます。

議 長（寺迫君）

大野君。

8 番（大野君）

町長から一言ありましたので。まあ、来年の3月というより、やはりそういうやつはやっぱり発生してからじゃ遅いもんですから、まあ、可能な限り速やかにという形で私は考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

議 長（寺迫君）

以上で、大野君の質問を終わります。

次に、6番 中西君の発言を許します。 中西君。

6 番（中西君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。町職員の研修制度の導入についてということで町長に質問をいたします。

現在、秩父別町ではとんでんまつりをはじめとする各種イベントの準備や運営に多くの町職員が携わっていて、町の活性化のために日々行動していただけていることに感謝をいたすところですが、これから秩父別町が迎える人口減少は過去に経験したことのないものになるといわれ、30年後には町の人口が現在の半分近くになるともいわれていて、少子高齢化を主因とする日本全域での人口の減少であることから、近隣の町村も例外なく減少すると考えられています。

そのような状況下でも町政運営を遅延なく行うために、町職員一人ひとりが自信を持って業務に専念できるように、様々な経験を積んでいただきたいと考えます。町職員を中心に、秩父別町以外の自治体や企業が行うイベントや地域づくりに積極的に参加してもらい、研修という形だけでなく体験をしていただき、10年後、20年後の人口が減少しているであろう秩父別町の町づくりに活かせる経験をさせてあげていただきたいのです。

より多くの経験や体験が発想力や行動力につながると考えることから、町が職員の背中を押す形で行っていただきたいと思うのですが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

中西議員のご質問にお答えさせていただきますが。

近年、市町村を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進展、更に、ICTの普及などによりまして、多様化しておりまして、地域の課題解決に向けた行政ニーズに対応するためには、職員の資質の向上は極めて重要でございます。このため職員研修につきましては、空知総合振興局管内の職員の悉皆研修であります、新規採用職員を対象とした基礎研修、2年目の職員には初級研修、採用6年目の職員には中級研修、更には係長に昇任した者1年未満を対象といたしました監督者研修など、経験年数と職責に応じた研修を受講させるなど、計画的な研修体制を取っているところでございます。

更に、高度な知識の習得を目指します、市町村アカデミーでの行政課題研修や自治大学校での研修、また1年間の北海道への派遣研修などによりまして、地域が直面する諸課題に積極的に取り組む行動力豊かな職員の育成に努めているところであります。

一方、民間団体が主催する研修につきましては、北空知信用金庫が主催する地域における課題や問題点を解決に導くための、産学官コーディネーターとして活動できる人材の育成を目指す地域活性化プログラムへの参加のほか、毎年、東京都で開催される移住、交流フェアに出店したり、まちづくりのPRや、札幌市で開催されるそらち・デ・ビューフェアでの特産品の販売、また、首都圏で行われている北いぶき産米販売促進事業などに職員を参加させることで、議員の質問にあります、より多くの経験や体験を得ることができるよう、所管課の垣根を越えた取り組みを行ってきているところであります。

また、職員の中には民間で組織する様々な団体に参加いたしまして、自らそれに参画して、全道各地で行われるイベントに積極的に参加する職員もみられる状況でございます。

更に、町職員は、とんでんまつり或いは新米普及マラソン大会、その他いろんなイベントに携わっておりまして、その中で町民をはじめ多くの方々に接することで広い視野を持ちまして、コミュニケーション能力を高めることにつながっているものと認識をしております。

こうしたことから、本町の職員にありましては、他の市町村職員と比較いたしましても研修機会に恵まれていると思っておりますし、多くの経験を積んでいるものと考えております。もちろん、個人差はございますけれども、職員はこういった経験に裏打ちされましたスキルや能力を持ちまして、自信を持って業務に励んでいるものと確信をしております。

議員がご指摘されますように、人口減少により町職員が担う役割は益々高まってくると認識をしております。今後も、豊かな発想力を持つ、そして行動力を持って業務に精励できる職員の育成に、これまで以上に取り組んで参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げまして、議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

議 長（寺迫君）
中西君。

6 番（中西君）

大変、答弁有難うございました。私も職員の、今いる職員の人たちは資質がないというふうには絶対に思っているわけではありませんでして、今いる職員の人たちに、先ほど何かありましたように個人的に参加している人もいるし、いない人もいるという中で、ただ、日々そうやって研鑽されているという、行政が派遣したりする形で研鑽されているということで大変感謝するところなんですけれども、これからやはりあの、秩父別の行事でぶつかってなかなか他の町の行事に参加できないだとか、平日で参加できないイベントとか行事というのもあるとは思いますが、そういうものにも結局、積極的に職員を業務として参加させていただいて、もっともっといろんな職員に経験をさせていただきたいなという。だから、今いる人たちが駄目だというわけではなくて、もっともっといろんな意味で経験をさせてあげて、将来につなげる経験を今いる職員の人たちにさせてあげたいというのが今回の思いでありまして、だから今、町とか個人的に参加しているイベントとかというのにも、それが良い悪いではなく、もっともっと若い職員の人たちに研修に行く機会を与えてあげてほしいということで、行政の方から背中を押してあげてほしいなということの思いで、今回こうやって提案させていただいておりますので、今確かにいろんな研修で、その部分、定一杯忙しい状況なのか

もしれませんけども、人と人が触れ合って思いを伝えられるような、優しさを感じられるようなイベントに参加するとかという形での参加を、もっともっとさせてあげてほしいなど、ちょっとあまりにも職員の方々が今見てて忙しすぎるような状況の中で、本当の心を豊かにする、本当の自分の個人としての参加ができているのかなというふうな、ちょっと忙しすぎる中で心配なものですから、業務の中の日数になるのかもしれないですけども、行きたい研修があればその背中を押して行かせてあげてほしいという思いで今回、このようなことを発言させていただきましたので、先程、一生懸命もう既に出しているんだということもありますけども、できればまだまだ多くの研修、平日であろうとも、もし良い研修であれば、そこに職員を派遣してあげるとかということを行っていただけたらなというのが、それが将来、人口が減って職員の数も減った時に力を発揮する職員のポケットの多さというか、引き出しの多さにつながるのかなと思いますので、今すぐということはないのかもしれないですけども、でも早く、一日でも早く人材育成というものはやっていただいた方が良くと思いますので、できれば、一般職員の公務の研修もやらなければいけないと思いますけども、職員の研修を行っていただいて、将来この町を引っ張っていける職員の力になれるような研修をさせてあげてほしいなということで、今回質問させていただきました。

ご返答はないかもしれませんが、一応そういう形で思いを伝えさせていただきましたので、職員の方々により良い研修をさせてあげれたらなということで、今回質問させていただきましたのでよろしくお願いいたします。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

私に反問権はないんですけども、逆に質問というか、質問の主旨が理解できない部分がありましたのでお聞きしたいんですけども。

例えば平日、或いは他の町のイベントに職員を出すというのは、見に行くということなのか、或いはイベントの企画の段階からそこに参加するということなのか、まず一点と、具体的にどういったことを指しているのかちょっと理解できない部分があるものですから、それを教えて下さい。

議 長（寺迫君）
中西君。

6 番（中西君）

すいません、ちょっと分かりづらくなってしまってすいません。

今、私が考えているのはイベントの企画段階とかということではなく、今行われているイベントに参加することによって、そのイベントの参加者として何ていうんですか、そのイベントの意義だとか楽しさというのを経験してもらうことによって逆に企画側に回った時に、これからうちの町、人口が減って何かやろうとした時にそれが役立つのではないかということで、いろんなところのイベントに顔を出すというか、参加していただいてそのイベントの良さを身に吸収していただきたいということでの参加ということとして、そのイベントの最初の企画段階から入るということになってしまうと逆に参加ではなくなってしまうので、私は参加する形で興味だとか町民が何を考えているのかというのを分かっていたいただきたいということでの参加をしていただきたいということです。だから、企画段階とかということではありません。

それと、職員の方々がこれから減っていく中で、町民との接点を持つ中で、すいません、ちょっとお時間下さい、すいません。どんどんどんどん高齢化が進み団塊の世代の中の子ども達と大人の中の段差があって、どういうイベントをやっていけるのかというのが、多分これから課題になってくると思うんですけども、そのような中でやはり経験があれば、いろんな経験を積んだ人たちがいることによって、その次の企画が立てれるのかな、そのための経験を積んでもらうことがその人たちが将来、役職になった時に経験として活かせるのかなと。やっぱりその経験を積ませてあげれるのは若い時代の時、今、若い人たちに経験を積ませることができれば、将来、役職が上がった時にその経験も活かしてあげれるのかな、それが多分、私たちの世代じゃなくて、その子ども達、孫世代の企画運営に役立つのかなという思いがあるものですから、できれば今の若い職員の人たちにいろんな経験をさせてあげたいということで、それで、休日だとか有給休暇を使ってという形になってしまいますと、それは完全に個人になってしまいますので、そうではなく用務の

中の平日の、例えば、役場の職員の勤務時間になるかもしれませんが、そういう時間であっても研修に行きたいという話であれば、そこに行かせてあげたりとかという形で時間を取っていただきたいということでのお願いということになります。

すいません、ちょっと上手いこと、ここに来たら言えなくなってしまってあれなんですけども、よろしいでしょうか。

議 長（寺迫君）

よろしいですか。

6 番（中西君）

そういうことでよろしいでしょうか。ちょっとあまり上手く言えませんでしたけども、若い人たちに次の時代のための勉強というか、身に付けていただきたいということで今回お願いしましたので、以上で質問を終わりたいと思います。

よろしくお願いいいたします。

議 長（寺迫君）

以上で、中西君の質問を終わります。

午前 1 1 時 1 0 分まで休憩いたします。

休 憩 午前 1 1 時 0 0 分

再 開 午前 1 1 時 1 0 分

再開をいたします。

次に、4 番 岡崎君の発言を許します。 岡崎君。

4 番（岡崎君）

議長のお許しをいただきましたので、J R 留萌本線存続の検討につきまし

て町長にお伺いをいたします。

J R 留萌本線の現状と J R の示す維持困難な路線、それから北海道交通政策総合指針における維持困難線区の方角性に関しまして、町長より議会の全員協議会、これは 10 月 25 日に開催されましたけども、これと、それから 10 月 27 日に開催されました町政懇談会におきまして、資料の提供をいただき、その説明をいただき、意見等の聴き取りをしていただいたところがございます。その時点での説明では、現在、平成 30 年に立ち上げた留萌本線沿線 2 市 2 町で構成する J R 留萌本線沿線自治体会議におきましては、鉄道存続の可能性を探るといふ方向であるとの説明であったといふふうに認識しております。

しかしあの、留萌本線 50 キロメートルの大半 30 キロメートルを超える留萌市において、9 月に開催された町内会長会議で廃線後の駅を中心にした整備構想が示されたり、11 月 24 日に開催されました留萌市の町政懇談会では中西市長が、留萌線の運行は非常に厳しく、駅周辺を含めた次の一手を打つ場面にきていると説明をしたり、更には、国などの支援で留萌線を存続させるのは厳しいという見方を示したといふふうな新聞報道がございました。このことに関しまして澁谷町長が、多分これは留萌本線沿線自治体会議だと思ふんですけども、その会議で真意を聞きたいと語ったとの新聞報道もございました。留萌市が留萌本線存続を本当に諦めたのか、国や道、或いは J R から有利な条件を引き出すためのパフォーマンスなのか、是非、町長にはこの会議において確かめていただきたいといふふうに思います。

町政懇談会等で示されました資料によりますと、線区維持のためには年間 9 億円の費用が必要であるといふことでもございました。1 キロ当たり換算すると 1,800 万円の費用となります。これを単純に市町ごとの線路延長で負担するとなれば、本町の線路は 7.5 キロメートルといわれておりますので、年間 1 億 3,500 万円の負担が必要になるといふこととなります。提供された資料では国や北海道の支援は現時点ではないといふことでもございました。これだけの負担をしても留萌本線をですね、存続させることが大切であるのか、J R が示すバス転換がベストであるのかを慎重に検討すべきだといふふうに思います。町民の大多数がどのように考えているのか、判断することが必要なのではないかといふふうに考えます。

そこで、町民のいろいろな年代、いろいろな職種の方々を含めたですね、

検討委員会等を立ち上げて留萌線存続の是非を検討していただきたいと、そしてその判断を沿線の会議の判断の一助にしてはというふうに思いますが、町長のお考えをお伺いたします。

議 長（寺迫君）
町長。

町 長（澁谷君）

岡崎議員の質問にお答えさせていただきますが、留萌本線の問題につきましては、これまでの経過、或いは関係機関の動きなども踏まえましてお答えをさせていただきたいと思っております。

平成28年11月にJR北海道が単独では維持することが困難な線区を公表して以来、道内の関係自治体ではその対応について様々な協議を行っているところでございます。

留萌本線につきましては、平成29年1月に北空知1市4町の自治体で構成する北空知JR留萌本線問題検討会議を設置し、昨年5月には留萌市を含めた沿線自治体2市2町によりますJR留萌本線沿線自治体会議を設置し、いずれの会議も存続の可能性を探るということを目的として協議や検討を重ねているところでございます。

昨年の7月、国がJR北海道に発出した監督命令を受けて、JR北海道は本年4月に経営自立を目指した経営ビジョンを策定し、国や自治体の支援を前提に存続を目指す8線区と、鉄道よりも便利で効率的な他の交通手段への転換を進める5線区に区分し、利用が少ない留萌本線につきましては5線区の中に位置付けされたところでございます。国はJR北海道に対しまして、持続的に維持する仕組みの構築が必要な線区について、来年度までの2ヶ年間に限りまして総額400億円台の財政支援を行うことを決定しております。北海道は、JR北海道が存続を目指す8線区につきましては、来年度までの2ヶ年間に限りまして、緊急的且つ臨時的に支援する仕組みを構築いたしました。留萌本線を含む5線区に対する支援は見込めない状況でございます。

これらの動きを踏まえまして、本年6月には、私が町長に就任してから初めての首長会議でございます、第4回目のJR留萌本線沿線自治体会議が開

催されまして、この問題に対する各自治体の考え方や方針などを確認し、結論としては引き続き存続の可能性を探るということで意見が一致したところでございます。これらの情報につきまして、先の町議会全員協議会、或いは10月27日開催の町政懇談会においても説明したとおりでございます。

さて、ご質問の一点目でございます、留萌市の町内会長会議や市政懇談会における新聞報道の内容についてでございますが、留萌市は6月に開催した沿線自治体会議の中で、来年3月に高規格幹線道路深川・留萌自動車道が全線開通することから、まちづくりの一環として、道の駅の基本計画の策定を進めておりまして、そのエリアに留萌駅周辺が含まれていることから、様々なことを想定しながら進めて参りたいということでございます。私は決して廃線を容認したわけではないと認識しておりますし、このことは、留萌市のまちづくりの政策でありまして、私どもがとやかく意見を述べる立場にならないというふうに考えてございます。

しかしながら、JR留萌本線の存廃につきましては別の問題でありまして、沿線自治体会議におきまして存続の可能性を探ることで一致しているということ踏まえまして、私もこの件については留萌市長に次の会議で真意を伺いたいというふうに考えております。

次にご質問の二点目でございます、町民の皆さんによる検討委員会の立ち上げについてでございますが、10月の町政懇談会におきまして皆さんにJR留萌本線の現状についてご説明いたしましたし、様々な意見をいただいたところでございます。

しかしながら、参加者は一部の町民の方でありますことから、大勢の町民の皆さんに対する周知やご意見をお伺いする機会としては決して十分ではないと考えおります。そうしたことから今後もですね、各種会合などで説明する機会を設けさせていただきまして、適期に必要な情報を提供させていただきまして、より多くの町民の各層からご意見を伺って参りたいというふうに考えております。

まあ、いずれにいたしましても、置かれた現状を踏まえながらも、地域住民の利便性、これが損なわないことを最優先に考えまして、引き続き沿線自治体が足並みを揃えた中で、最善の方向性を示すことのできるよう様々な角度から検証作業を行って参りたいと考えております。

ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

私が申しあげました検討会議ですか、まあこれに変わるものとしていろんな場所で現状を説明して、その都度ご意見を伺いたいと、非常に良い事だというふうに思います。わざわざそうであればですね、検討会議を正式に立ち上げる必要もないのかなという気がいたしますけれども、是非そのような形です、いろいろな会合で皆さんのご意見を伺っていただきたいと、そのように思うところでございます。

私が調べましたら留萌線はですね、明治40年ですか、明治40年に着工して、明治43年わずか4年間で50キロを造り上げたというふうなことが載ってございました。重機も何も無い時に50キロをわずか4年間で造り上げたんだなというふうに非常に感心したわけでございます。まあ、鉄道を引くぐらいですから蒸気機関車はあったんでしょうけども、今でいうユンボであるとかブルドーザーであるとか、そういったものはですね、ほとんど無いような時期によくも4年間で50キロの留萌本線を造り上げたもんだなというふうに感心をいたしましたし、で、あればこそですね、地域の人方にとりましては非常に重要な交通の手段であっただろうし、留萌本線に対する愛着もですね、あるというふうに思います。

何とか残したいという気持ちは分かるんでありますけども、先ほど私が説明いただきました、町の方から説明していただきました資料によりますと、年間9億円、或いはうちの町だけで1億3,500万ですか、これだけ維持していくためには掛かるんだよということを踏まえましてですね、いかに愛着のある留萌線とはいいいながらそんなには掛けてもですね、維持させる必要があるのかなというふうに考える人も当然いらっしゃるのではないかというふうに考えてございます。

この後ですね、検討委員会は無しとしてもですね、そういういろいろな会合の場所で皆さんのご意見を聞くというのも一つの方法かと思えますし、或いはそういう皆さんの考え方がはっきりしなかったら町長もですね、2市2町

の打合せ会議の時にですね、胸張って残す、残さないというようなことは言えないのではないかと、町民の総意はここにあるんだよというようなことを十分に掴んでいただいでですね、この会議に臨んでいただければなというふうに思うところでございます。

また、もう一つの案としてはですね、町民に対してしかるべき時期にアンケート調査等を実施してですね、町民全体の考え方がどの辺にあるのかというようなこともですね、今後調査していただければというふうに思うところでございます。

以上申し上げまして私の質問を終わらせていただきます。

議 長（寺迫君）
町長。

町 長（澁谷君）

有難うございます。まずですね、留萌市の状況とうちの置かれている状況全く違うということだけご理解いただきたいと思えますけども。

道新の留萌版によく出てますけども、留萌市から留萌線を使って深川に出る人はほとんどいないということでございます。ところがうちと沼田町は高校生がほとんど通学は留萌線を使っているというのが大きな違いでございます。その辺も含めてですね、とにかく先程、申しましたように町民の方の利便性が損なうことのないように、将来的にもないように、それから経済的なことを申しますと留萌線とバスの定期代はかなり差がありますけども、それらも含めてですね、とにかく町民の皆さんが、不利益が蒙ることの無いような形でこれからも進めて参りたいと思っております。

ご理解いただきますようお願いいたします。

4 番（岡崎君）
有難うございました。
以上で終わります。

議 長（寺迫君）
以上で、岡崎君の質問を終わります。

次に、5番 藤岡君の発言を許します。 藤岡君。

5 番（藤岡君）

議長のお許しを得ましたので、私の方からは二点、子ども達をSNS被害からどう守るのかという部分とピロリ菌の関係でご質問をさせていただきたいと思います。

まず、最初の質問でございます。近年、ラインやツイッターなどのSNSを通じて子ども達が犯罪に巻き込まれる事件が増えています。

先月、大阪市の小学校6年生の女子児童を連れ去ったとして栃木県の男が未成年者誘拐の容疑で大阪府警に逮捕されました。男は女子児童との連絡手段としてツイッターを使って誘い出し、自宅まで連れ去ったというのが事件の概要です。

警察のまとめでは、スマートフォンを持つ子ども達は年々増加傾向にあり、これに伴い被害も低年齢化しており、人生経験の浅い子ども、特に小中学生の被害者が急増しているとのことであります。つながった相手と面識はなくても知らない人ではなく知り合いというふうに認識されて、警戒心を緩めてしまっているのではないかというふうに考えられています。警察庁ではホームページなどでフィルタリング機能の活用など、家庭においても子どもと一緒に考えるよう注意を呼び掛けておりますし、各地で懇談会などの取り組みが始まっています。

以上の状況を考える時、秩父別町としても対策を講じることは急務であると考えます。大切な子ども達をどのように守り育てていくのか、今までの取り組みを含めて今後の対応に対する考えを伺います。

以上です。

議 長（寺迫君）

教育長。

教 育 長（小林君）

藤岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。

近年、スマートフォンやSNSをはじめとする機器、サービスが急速に浸透し、子供たちを取り巻くインターネット利用環境が大きく変化する中で、

児童ポルノ事件の被害児童数やSNS等の利用に起因する児童買春等の被害に遭う児童生徒の数が増加の一途をたどっております。次世代を担う青少年の育成は、大人全体に課せられた責務であり、学校や関係団体等がそれぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力し合いながら、地域が一体となった青少年の非行、被害防止のための取り組みを進めることが極めて重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、これまでも小中学校に対して、インターネットの利用に起因する個人情報流出等のトラブルの実態、発達段階に応じたフィルタリング等の利用者の理解と普及、インターネット利用に関する家庭でのルール作りや情報モラルを身に付けることの重要性について繰り返し国、道の通知文や啓発資料を提供するなど指導を行ってきたところであります。とりわけ、このたびの大阪市で発生いたしました未成年者誘拐容疑事件を受けまして、11月29日付け教育長名で小中学校長宛てに、児童生徒の家庭での生活習慣等の改善に向けて、を通知したところであります。

今後とも、町内校長会議をはじめ様々な機会を通して、インターネット利用に係る犯罪被害等の防止に重点を置きつつ、子ども達の性被害の防止や有害環境への適切な対応等について指導を丁寧に講じて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議 長（寺迫君）

藤岡君。

5 番（藤岡君）

丁寧なご答弁有難うございます。

SNSが本当に低年齢化しているといいますか、うちの孫もいるわけですが、まだ小学校上がる前から家でゲームだとかを使うという機会が結構増えております。ゲームの種類によっては全国、全世界のいろんな人とつながって対戦ができるというようなゲームの種類もあるというふうに伺っておりますので、本当にあの、先ほど質問にも行いましたけれども、いろんな人と簡単につながってしまうというその恐ろしさというのを子ども達にどうやって理解してもらうのかというのは、すごく難しい部分になってくるのかなというふうに考えています。特に今回の栃木県の事件についても、やはりあの、

親が忙しくてなかなか子どもの状況を把握できていない、或いは家庭との、子どもとの管理がとといいますか、上手くできていなかったというのが原因の一つかなというふうに考えております。

子ども達はどうしてもそういう便利なスマートフォンですとか、どうしてもこれからは必需品になってくると、まあ、学校でも検索ですとかいろいろ使うような状況がどんどん増えてくるんだろうなと思います。実際そういう便利な機能を持ったツールというのはどんどん取り入れていかれる時代、状況の中で、いかにこのそういう被害を少なくするかというのは、今教育長の方からも答弁ありましたけれども、ますます重要なポイントになってくるんだろうなというふうに私も考えております。

いろんな機会を通じて親、本人、周りの方達とも事案を共有していただいで防止に努めれる、正しく使えるという状況を創り出していただければなというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは次の質問に移らせていただきます。中学生からピロリ菌検査で胃がんの予防をということでお伺いします。

胃がんは日本人に最も多く発症するがんですが、WHO世界保健機関は2015年胃がんの原因のほとんどがピロリ菌によるものと発表しました。日本でピロリ菌に感染している人は少なくとも3,000万人以上いるというふうにいわれており、北海道大学の研究によりますと、40歳を境に年齢が高くなるほど感染率が高いということが分かっています。

また、ピロリ菌はほとんどが5歳以下の乳幼児期に家族などから感染し、長い時間をかけて徐々に胃を荒らし、胃炎や胃がんを引き起こすということでございまして、感染している場合なるべく若い時期に除菌治療をすることで、将来胃がんなどの病気になる危険性を減らすということが出来るわけです。

近年、ピロリ菌検査を中学生を対象に導入する自治体が全国的に広がっています。11月13日付の北海道新聞には、見開きで紹介している記事が掲載されておりました。道内でも55市町村が事業化しているということでございまして、佐賀県の取り組みも紹介されておりました。がん治療は早期発見、早期治療が最良なのは周知の事実でございます。

記事の中で、日本ヘリコバクター学会の加藤元嗣理事長のコメントには、胃がん患者の99パーセントがピロリ菌に感染していると、未感染から出る

のはまれであり胃潰瘍やポリープなど病気のリスクになるため除菌は疾患の治療であるということを考えていただきたい、若い人ほど除菌効果があり、成人になってから萎縮性胃炎が起こっても元には戻らない、中学生であれば大人の標準量の治療薬で除菌でき、まだ萎縮性胃炎がそれほど進んでいないというのも大きいということです。また、将来親になった時に子どもへの感染防止にもなり、健診には必ず親が付いてきており、一緒に治療できるというメリットがある等々、有効性を述べられております。

このようなことから秩父別町においても、中学生からのピロリ菌検査と除菌事業に取り組むべきであると考えますが、町長のお考えを伺います。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

藤岡議員のご質問にお答えさせていただきますが。

中学生のピロリ菌の検査につきましては、ピロリ菌研究の第一人者であります北海道大学大学院医学研究科の教授が中高生ピロリ菌検査、除菌に関する手順書を作成いたしまして、若年者からの早期発見、早期の除菌治療を推奨したことから導入が広がって参りました。道内では、平成26年頃から自治体での取り組みが始まりまして、令和元年、今年の8月時点では55の市町村が中学生のピロリ菌検査を実施しておりますが、逆に言えば、約7割に当たる124の市町村が実施しておりません。これはピロリ菌検査や除菌治療のリスクが完全に払拭できていないことが大きな要因でございます。

本町では、平成28年度から住民健診において30歳以上の成人を対象としたピロリ菌検査を実施しております。実施にあたっては、その効果、安全性を考慮する必要があることから、対象年齢や実施方法等を深川保健所の協力をいただきながら検討したところでございます。

ピロリ菌検査の方法は、尿中または血液の抗体検査による一次スクリーニングを行い、陽性の場合、専門の医療機関で二次検査において感染の確認後、除菌治療となります。除菌治療は胃酸を抑える薬と2種類の抗菌薬の3剤を朝夕2回1週間、継続的に服用する必要があるため、この薬剤の量が成人量で可能となるのが中学2年、3年生と言われております。感染の確認後は、

できるだけ早いうちに除菌するほど、胃がんなどピロリ菌による病気を予防することができると言われております。

一方で、中学生での除菌治療薬による副作用は全体で15パーセント程度みられておりました、中でも下痢、軟便等の胃腸系の副作用が9.3パーセント、そのほか嘔気、発疹、薬のアレルギー反応等がみられております。また、中学生が除菌治療を安全に行うには、お子さんも診てもらえる消化器内科の専門医の協力が不可欠であると考えております。

また、主なピロリ菌の感染経路は胃酸が十分に出不い乳児期に井戸水を飲むことや親からの口移しが原因と言われております。本町では、昭和37年から簡易水道事業が開始されておりますことから、北空知管内の日本ヘリコバクター学会の専門医の助言を受けまして、まずは住民健診で成人にピロリ菌検査を先行して実施することといたしました。ピロリ菌検査の実施は初年度には約300名の受診があり、年齢と精検率の関係をみると、40歳以上の方で年齢が上がるほど精検率が高くなる傾向が見られました。

また、陽性者となった方に全員アンケートを実施したところ、二次検査が必要となったことへの不安を訴えられた方も多くおり、検査に対するケアの必要性も感じたところがございます。現状では、30歳代以上の大人への検査の勧奨、更に乳幼児健診等で幼少期の感染予防に対する周知を行っております。

中学生のピロリ菌検査を行う場合には、2次検査を実施する地域の医療機関の協力体制、及び2次検査や除菌治療が必要となった場合の生徒への精神面での影響等を鑑みまして、慎重に検討して参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

議 長（寺迫君）
藤岡君。

5 番（藤岡君）

大変丁寧な答弁をいただきまして有難うございます。

この実施については賛否両論あるというのも十分に承知しております。町長答弁ありましたように成人で実施しているということでございますが、水道とか水の事情が良くなってからは、従来のピロリ菌保持者は5パーセント

以下というような数字も伺っております。このタイミングで除菌できれば、この世代の胃がん健診は今後不要になるんだらうというような意見も出ておるわけでございます。できればですね、いろんな状況を鑑みながら秩父別町ではどうすることが一番良いのか、高校生まで医療が無料という大きなポイントも十分に活用していただいて、本人、或いはご父兄の負担が少ないうちに実施することが望ましいであろうというふうに考えております。

実施している市町村の状況、少し調べさせていただきましたところ、子ども達がやはり陽性になった場合は、周りにいじめだとか、いろんなリスクがあるというようなことも伺っております。そういうことを鑑みながらプライバシーの保護に努めた実施をしているというようなことでございますので、まあいろんなリスクがあろうかと思いますが、重篤な症状はまだそんなに出ていないというようなこともありますので、できる限り早期発見、早期治療という部分を重きをおいていただいて、そうしていただければなというふうに思います。どうしても保健、病院関係と十分に協議をいただきながら進めただければなと思いますので、よろしく申し上げます。

私からは以上です。

議 長（寺迫君）

以上で、藤岡君の質問を終わります。

（日程第7 議案第55号「秩父別町役場の位置を定める条例の設定について」）

議 長（寺迫君）

日程第7、議案第55号「秩父別町役場の位置を定める条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第55号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。(なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第55号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案どおり可決いたしました。

(日程第8 議案第56号「秩父別町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の設定について」)

(日程第9 議案第57号「秩父別町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の設定について」)

(日程第10 議案第58号「秩父別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

(日程第11 議案第59号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

(日程第12 議案第60号「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

(日程第13 議案第61号「公益法人等への秩父別町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

(日程第14 議案第62号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (寺迫君)

日程第8、議案第56号「秩父別町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の設定について」、

日程第9、議案第57号「秩父別町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の設定について」、

日程第10、議案第58号「秩父別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の設定について」、

日程第11、議案第59号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の設定について」、

日程第12、議案第60号「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の設定について」、

日程第13、議案第61号「公益法人等への秩父別町職員の派遣等に関する

る条例の一部を改正する条例の設定について」、

日程第14、議案第62号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を一括議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第56号から議案第62号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。 岡崎君。

4 番（岡崎君）

条例の改正ですか、これについて特に反対するものではございませんけれども、参考のためにお聞きしたいんですが、この会計年度任用職員制度が導入されることによってですね、町全体の人件費、今までよりか上がる見込みなのか、同等なのか、減額になるのか、その辺、分かる範囲で見込みでよろしいですので、金額はいりませんので、上がる、下がる、同等というような形でお答えいただきたいと思います。

議長（寺迫君）

総務課長。

総務課長（尾垣君）

ただ今の会計年度任用職員を導入することによって費用負担はどのようになるのかという質問ですけれども、基本的に期末手当も支給されるような制度になってございますので、悪い影響を受ける臨時職員はいないというふうに認識しております、それはイコール町の負担が増えるということなんですけれども、それにつきましては、令和2年度、令和3年度につきましては期末手当の支給に関しまして、経過措置を設けておりますのでその間はやや低めですが、制度が完成いたします令和3年度におきましてはかなりの影響があるというふうに認識をしております。

議 長（寺迫君）
よろしいですか。岡崎君。

4 番（岡崎君）
概算は分からないですよね。

議 長（寺迫君）
総務課長。

総務課長（尾垣君）

経過措置が終了いたします令和3年度において、現行のいわゆる臨時職員に対する賃金の金額と比較しまして、600万円から700万円程度の影響があるというふうに見込んでおります。

議 長（寺迫君）
よろしいですか。他に質疑はございませんか。金子君。

2 番（金子君）
二点ほどお伺いしたいと思います。フルタイム労働者とパートタイム労働者、二通りできるということですが、今までも募集要項の時に月額賃金と日額賃金に分けて募集していたと思いますが、今後でもありますね、フルタイムの人はこういう仕事ですよという、パートの人は、日額の人はこういう仕事ですよというふうに、明確に区分したうえで募集するのかどうかをお伺いしたいと思います。

議 長（寺迫君）
総務課長。

総務課長（尾垣君）

会計年度任用職員の募集につきましては、公募ということが大原則となつてございます。ですので、その募集をかける時には勤務日数、勤務時間、給

与の額、そういったものを全て明示したうえでの募集となります。

議 長（寺迫君）
金子君。

2 番（金子君）

有難うございました。それではもう一点なんですけども、職員の給与表を適用して格付けするというところでございますけども、それはあの、例えば、例えばですよ、高卒で1級5号俸だとしたら、新しく採用する方がそこに格付けされるとします。そうしたら今までもですね、何年ももう月額で臨時職員としてご苦勞をいただいている方結構いらっしゃると思うんですけども、そういう方ですね、来年度4月1日から会計年度職員として採用される場合に同じように格付けされるのか、それとも経験が加味されるのか、その辺の運用が決まっていればお知らせ願いたいと思います。

議 長（寺迫君）
総務課長。

総務課長（尾垣君）

今現在、働いている方が経験があるということで、上位に格付けされるのかということだと思いますけれども、このたび、制度が大きく変わりますので一度リセットするというふうに考えてございまして、ただあの、専門職ですとかそういった特殊な技能、そういったものにつきましては学歴といえますか、資格ですね、そういったところで上の方の号給に位置付けをするというような考えを、今のところ、しているところでございます。

議 長（寺迫君）

よろしいですか。他に質疑はございませんか。ないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第56号から議案第62号を一括採決することに

ご異議ございませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第56号から議案第62号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第62号は原案どおり可決いたしました。

午後1時30分まで休憩いたします。

休 憩 午後 0時01分

再 開 午後 1時30分

再開をいたします。

(日程第15 議案第63号「町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (寺迫君)

日程第15、議案第63号「町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (尾垣君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第63号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。(なしの声) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。(なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第63号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案どおり可決いたしました。

(日程第16 議案第64号「秩父別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (寺迫君)

日程第16、議案第64号「秩父別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (尾垣君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第64号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。(なしの声) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。(なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第64号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案どおり可決いたしました。

(日程第17 議案第65号「秩父別町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (寺迫君)

日程第17、議案第65号「秩父別町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (尾垣君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第65号に対しての質疑を行います。質疑はございません

か。(なしの声) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。(なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第65号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案どおり可決いたしました。

(日程第18 議案第66号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

議長 (寺迫君)

日程第18、議案第66号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (尾垣君)

別紙議案により説明

議長 (寺迫君)

これより、議案第66号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。(なしの声) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。(なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第66号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案どおり可決いたしました。

(日程第19 議案第67号「秩父別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

議長 (寺迫君)

日程第19、議案第67号「秩父別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（早川君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第67号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第67号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案どおり可決いたしました。

（日程第20 議案第68号「秩父別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」）

議 長（寺迫君）

日程第20、議案第68号「秩父別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 企画課長。

企画課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第68号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第68号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案どおり可決いたしました。

（日程第21 議案第69号「秩父別町デイサービスセンターの指定管理者の指定について」）

議 長（寺迫君）

日程第21、議案第69号「秩父別町デイサービスセンターの指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（早川君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第69号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第69号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案どおり可決いたしました。

（日程第22 議案第70号「ベルパークちっぷべつ屋内・屋外遊戯場の指定管理者の指定について」）

議 長（寺迫君）

日程第22、議案第70号「ベルパークちっぷべつ屋内・屋外遊戯場の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 教育課長。

教育課長（笹木君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第70号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第70号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案どおり可決いたしました。

(日程第23 議案第71号「令和元年度秩父別町一般会計補正予算(第6号)について」)

議 長 (寺迫君)

日程第23、議案第71号「令和元年度秩父別町一般会計補正予算(第6号)について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (尾垣君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第71号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。(なしの声) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。(なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第71号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案どおり可決いたしました。

(日程第24 議案第72号「令和元年度秩父別町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」)

議 長 (寺迫君)

日程第24、議案第72号「令和元年度秩父別町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (早川君)

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第72号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第72号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案どおり可決いたしました。

（日程第25 議案第73号「令和元年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について」）

議 長（寺迫君）

日程第25、議案第73号「令和元年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第73号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。（ありませんの声）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第73号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案どおり可決いたしました。

（日程第26 議案第74号「令和元年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について」）

議 長（寺迫君）

日程第26、議案第74号「令和元年度秩父別町簡易水道事業会計補正予

算（第3号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（永峰君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第74号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第74号は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案どおり可決いたしました。

（日程第27 所管事務調査の申し出について）

議長（寺迫君）

日程第27、所管事務調査の申し出についてを議題といたします。
事務局長に朗読させます。

事務局長（白木君）

別紙により朗読

議長（寺迫君）

委員会の所管事務調査の申し出についてご意見はございませんか。（なしの声）ご意見がないようですので、お諮りいたします。所管事務調査は申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、所管事務調査は申し出のとおり決定いたしました。

（閉会宣言）

議長（寺迫君）

お諮りいたします。今期、定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。これをもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は以上で閉会することに決定いたしました。以上で本日の会議を閉じます。

令和元年第4回秩父別町議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でございました。

閉 会 午後 2 時 1 0 分

令和元年12月12日

秩父別町議会議長 寺 迫 公 裕 様

総務経済常任委員会委員長 藤 岡 浩 文

委員会調査報告書

令和元年第3回定例会において本委員会に付託された、閉会中の調査事件について、会議規則第76条の規定により次のとおり調査結果を報告します。

記

1 調査事項

- (1) 上下水道事業の状況について
- (2) 農産物の収穫状況について

2 調査の経過

本委員会は、11月5日に開催し、各担当者から提出された資料に基づき説明を受け、現場視察を実施し質疑応答により調査を実施した。

3 調査の結果及び意見

- (1) 上下水道事業の状況について

簡易水道事業は昭和37年に事業が開始され昭和60年から現在の広域水道企業団より供給され現在に至っている。

配水管約100キロのうち法定耐用年数(40年)を超えた配水管は約17キロ(16.8%)である。管路だけでなく水道施設の老朽化とその改良・更新に伴う経費の増加に対し、健全な経営を確保しながら効果的な対応をお願いしたい。

農業集落排水事業について、浄化センターは昭和63年から一部供用を開始し平成元年から本格的に稼働を開始した。

コンポスト施設に関しては、機能強化対策として浄化センターに併設する形で平成12年度に建設され、平成13年4月に汚泥処理施設としてコンポスト施設の供用を開始した。

汚水処理施設の管理状況は定期的な日常点検を実施しており、機械・電気設備等の消耗部品の取換え等を適宜行い、常時汚水処理機能等が発揮できる

よう維持管理がなされている。

各施設において、緊急を要する修繕箇所は見受けられないが、電気設備等については対策が必要な時期に来ているのも現状である。

最適設備構想の結果を踏まえた整備方針を考察し維持管理に努められたい。

しかし、コンポスト施設については、得られる収益に対し経費が過大となっており、機械の損傷やランニングコストが多額で経営を圧迫しており、存廃について検討する時期であると考える。

今後においても、地方財政は引き続き厳しいものと思われるが、健全な財政運営を堅持しつつ、事業の執行について、施設・整備の維持管理等についても細やかな対応をお願いしたい。

(2) 農産物の収穫状況について

本年は、春先から7月末まで好天に恵まれ作業、生育ともに順調で、平年よりも早い状況で推移してきた。

水稻については、8月の低温と日照不足が影響し生育進度が心配されたが、生産者皆様の努力と関係機関の協力により北空知の作況指数は105となっている。

秋まき小麦については、受粉期と穂の生育期に干ばつの影響が心配されたが、全般的に天候に恵まれたことから、生育は順調に推移し収穫作業は8月上旬に終了した。生育段階で穂発芽などは無かったものの、一部で赤さび病が見受けられた。品質は平年より良好でタンパクの数値も平年より低く、10アール当たりの製品収量は6.4俵となっている。

青果蔬菜及び花卉の作付品目はほぼ昨年と同様であるが、10月末時点収穫状況については、品目によりばらつきがみられる。栽培戸数は昨年比、現状維持の状態が続いている。

なお、ブロッコリーについては、栽培戸数・生産面積ともに減少傾向にある。製品については6月から7月にかけての干ばつや8月の大雨など、極端な天候の変化により病害、生理障害が発生し、花蕾の品質に影響があり、規格外品や返品が見られた。

意欲のある農業者が、安全で安心な作物を栽培し安定した経営を確立・持続できるよう、関係機関との連携をさらに密にして、農業振興対策に努められるようお願いしたい。